

福岡県公報

平成24年3月21日
第3378号

目次

告示(第461号-第473号)

○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) ……………	1
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ……………	1
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ……………	2
○保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課) ……………	2
○保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課) ……………	2
○保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課) ……………	3
○保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課) ……………	3
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ……………	4
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ……………	5
○土地区画整理事業の終了の認可	(都市計画課) ……………	5
○行政書士法に基づく聴聞の期日における審理の公開	(市町村支援課) ……………	5

公 告

告 示

福岡県告示第461号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成22年2月福岡県告示第303号北九州市計画道路事業3・2・10号9号線(熊谷工区)〔北九州市施行〕の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年3月21日

福岡県知事 小川 洋

- 事業施行期間
平成8年10月9日から平成25年3月31日まで
- 事業地
 - 収用の部分
変更なし
 - 使用の部分
変更なし

福岡県告示第462号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成24年3月21日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
朝倉市杷木白木字堂ヶ迫584、589、579・580の1・581(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字堂ヶ迫579・581・584・589（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第463号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年3月21日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

久留米市山本町豊田字正福寺2191の2、2193の1、字小寺東山2215、字小寺西山2243、2246の1、2254の3、2257の1から2257の3まで、2258の2、2273の1、2273の2（次の図に示す部分に限る。）、字西谷2282の2、2282の3、2282の16、2282の17、2282の23

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第464号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年3月21日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

大野城市大字牛頸767の6、767の12

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第465号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年3月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
糸島市二丈吉井字十坊198の1、202の1、字割石204の2、207の1
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字割石204の2・207の1・字十坊198の1・202の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第466号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年3月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
糟屋郡宇美町大字宇美字猫石2443の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第467号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年3月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
福岡市城南区西片江2丁目109の389（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的
水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第468号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年3月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和57年12月17日農林水産省告示第2056号（2に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第469号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年3月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和57年12月17日農林水産省告示第2057号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第470号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年3月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和57年12月17日農林水産省告示第2063号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第471号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年3月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和57年12月2日農林水産省告示第1945号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び広川町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

福岡県告示第472号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年3月21日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年12月2日農林水産省告示第1946号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

福岡県告示第473号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定に基づき、春日市白水ヶ丘一丁目土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第4項の規定において準用する同法第9条第3項の規定により次のように公告する。

平成24年3月21日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

悠悠ホーム株式会社

2 事業施行期間

平成23年2月9日から平成24年3月31日まで

3 施行地区

春日市白水ヶ丘一丁目の一部及び天神山七丁目一部

4 事業の名称

春日市白水ヶ丘一丁目土地区画整理事業

5 施行認可の年月日

平成23年2月9日

6 事業の終了認可の年月日

平成24年3月8日

公 告

公告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条の3第3項及び第5項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成24年3月21日

福岡県知事 小川 洋

1 被聴聞者

登録番号	氏名	事務所の所在地
03401630	赤坂 信幸	福岡県久留米市北野町稲数471番地22号

2 聴聞期日及び場所

平成24年3月29日 午前10時

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟7階企画・地域振興部会議室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号 092-643-3028

郵便による場合の宛先

郵便番号 812-8577 (福岡県庁)